

社労士

実施: 全国社会保険労務士会連合会 試験センター

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

1. 登録要件を確認する

社労士として業務を行うには、全国社会保険労務士会連合会の名簿への登録が必要です。登録には労働・社会保険諸法令に関する2年以上の実務経験が必要で、実務経験がない場合は連合会の「事務指定講習」を修了すると要件を満たせます。

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/qualification/tabid/223/Default.aspx>

確認済み（2026/7/25）

2. 登録種別を選ぶ

「開業」「法人社員」「勤務」「その他」のいずれかの登録種別で登録します。働き方に応じて種別が異なります。

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/qualification/tabid/223/Default.aspx>

確認済み（2026/7/25）

3. 都道府県会を通じて登録・入会する

登録即入会制のため、勤務地・居住地（開業は事務所所在地）の都道府県社会保険労務士会を通じて登録・入会します。登録免許税・登録手数料・入会金が必要で、金額は会により異なります。詳細は各都道府県会でご確認ください。

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/qualification/tabid/223/Default.aspx>

確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	提出方法（窓口／郵送／オンライン）
納めた金額の合計	追跡番号・受付番号
登録証・免許証が届いた日	問い合わせ先の電話番号

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/sharoushi>